

射水市中小企業・小規模企業振興基本条例をここに公布する。

平成31年3月14日

射水市長 夏野元志

### 射水市条例第 3 号

#### 射水市中小企業・小規模企業振興基本条例

本市は、広大な日本海へとつながる富山湾沿岸の中央部に位置し、コンパクトな市域に、海、川、野、里山等の豊かな自然に恵まれている。そして、古くは旧北陸道や北前船航路を、近年では港湾、高速道路、鉄道といった物流の拠点となる社会資本を有しており、これらの優れた地域資源や立地環境等の強みを生かしながら、ものづくりから商業にいたるまで、多様な産業が発展を遂げてきた。

こうした産業を支えてきたのは、市内の大多数を占める中小企業・小規模企業であり、多様な事業活動を通じて本市経済の発展をけん引するとともに、地域社会の担い手として市民生活の向上に大きく寄与してきた。

人口減少・少子高齢化の進行、国際化及び情報化の進展、消費者の需要の多様化等、本市の中小企業・小規模企業を取り巻く環境が著しく変化する中、中小企業者や小規模企業者が今後も維持・発展していくためには、その自主的な努力を基本としつつ、地域社会全体で中小企業・小規模企業の振興について、その重要性を理解し、支えていくことが必要である。

ここに、中小企業・小規模企業の振興と地域社会の持続的な発展及び市民生活の向上を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業が本市の経済において果たす役割の重要性に鑑み、その振興と人材の育成、持続的な発展の促進等（以下「中小企業等の振興」という。）に関し、基本理念を定め、市、中小企業者及び小規模企業者（以下「中小企業者等」という。）並びにその他の関係者の責務及び役割等を明らかにするとともに、中小企業等の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業等の振興を総合的に推進し、もって地域社会の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 大企業者 中小企業者等以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 中小企業に関する団体 商工会議所、商工会その他の中小企業等の振興を目的とする団体をいう。
- (5) 地域金融機関 市内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫その他の金

融機関をいう。

- (6) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く。）、大学及び高等専門学校その他職業に必要な能力を育成することを目的とする機関をいう。

（基本理念）

第3条 中小企業等の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 中小企業者等の自主的な努力及び創意工夫により経営力の向上及び事業の持続的な発展を図ること。
- (2) 本市の有する多様な技術、優れた産業基盤、豊かな自然環境が育む特産物その他の特色ある地域資源を積極的に活用するとともに、これらの地域資源の維持及び保全に努めること。
- (3) 多様な働き方を推進するとともに、中小企業者等が求める人材の育成及び確保を図ること。
- (4) 中小企業・小規模企業で働く誰もが生きがい及び働きがいを持つことができる労働環境及び勤労者福祉の向上を図ること。
- (5) 地域経済の発展の重要性に鑑み、地域内における経済循環の促進に努めること。
- (6) 小規模企業者の持続的発展について、特に配慮すること。
- (7) 市、国、県、中小企業者等、大企業者、中小企業に関する団体、地域金融機関、教育機関及び市民が相互に連携し、及び協働すること。

(市の責務)

第4条 市は、中小企業等の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、中小企業等の振興に関する施策の実施に当たっては、国、県、中小企業者等、大企業者、中小企業に関する団体、地域金融機関、教育機関及び市民と連携し、及び協働で取り組むよう努めるものとする。なお、小規模企業者に対しては、その経営状況に応じて必要な配慮をするよう努めるものとする。

3 市は、工事の発注並びに物品及び役務の調達に当たっては、予算及び関係事務の適正かつ公正な執行に留意しつつ、市内の中小企業者等の受注機会の確保に努めるものとする。

(中小企業者等の努力)

第5条 中小企業者等は、経済的社会的環境の変化に対応して、自主的に新技術及び新商品の開発、販路の開拓等に取り組み、その経営力の向上及び改善を図るよう努めるものとする。

2 中小企業者等は、計画的に後継者の育成に取り組み、事業の継続及び円滑な事業の承継に努めるものとする。

3 中小企業者等は、人材の育成並びに従業者の雇用の安定、多様な働き方を推進する等の労働環境の整備及び福利厚生の実施に努めるものとする。

4 中小企業者等は、中小企業等の振興に係る関係者及び関係機関との連携に努めるとともに、市内で生産、製造若しくは加工される物品又は提供されるサービスの積極的な活用を努めるものとする。

5 中小企業者等は、市が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

6 中小企業者等は、その事業活動を通じ、豊かで活力ある地域社会の形成に寄与するよう努めるものとする。

(中小企業に関する団体及び地域金融機関の役割)

第6条 中小企業に関する団体及び地域金融機関は、中小企業者等が新技術及び新商品の開発、販路の開拓等の経営力の向上及び改善を図る取組を積極的に支援するよう努めるものとする。

2 中小企業に関する団体及び地域金融機関は、前項の取組を支援する人材の育成に努めるものとする。

3 中小企業に関する団体及び地域金融機関は、中小企業等の振興に係る関係者及び関係機関との連携に努めるとともに、市が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第7条 大企業者は、自らの経営の革新等に取り組むとともに、中小企業者等が供給する製品及びサービスの利用等を通じて、中小企業等の振興に寄与するよう努めるものとする。

2 大企業者は、中小企業等の振興に係る関係者及び関係機関との連携に努めるとともに、市が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第8条 教育機関は、研究開発の成果の普及、技術支援、教育活動等を通じて、

中小企業等の振興に協力するよう努めるものとする。

- 2 教育機関は、中小企業等の振興に係る関係者及び関係機関との連携に努めるとともに、市が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第9条 市民は、中小企業等の振興が地域社会の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することについて理解を深め、豊かで活力ある地域社会の形成に協力するよう努めるものとする。

- 2 市民は、消費者として、市内で生産、製造及び加工される製品の購買又は消費並びに市内で提供されるサービスの利用に努めるものとする。

(基本方針)

第10条 市は、次に掲げる基本方針により、中小企業等の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業者等の経営の革新及び創業を促進すること。
- (2) 中小企業者等の販路の拡大を促進すること。
- (3) 中小企業者等及び関係機関との連携並びに中小企業者等相互の連携を促進すること。
- (4) 中小企業者等の人材育成及び雇用の安定を促進すること。
- (5) 中小企業者等の円滑な事業承継を促進すること。
- (6) 地域資源の維持、保全及び活用により地域経済の発展を促進すること。
- (7) 中小企業等における労働環境及び勤労者福祉の向上を促進すること。
- (8) 次代を担う若者の勤労観、職業観等の醸成を図ること。

(射水市中小企業・小規模企業振興会議)

第11条 中小企業等の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進のための重要事項について調査審議するため、射水市中小企業・小規模企業振興会議（以下「振興会議」という。）を置く。

(組織)

第12条 振興会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、関係団体の職員その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第13条 振興会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、振興会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 振興会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の振興会議は、市長が招集する。

2 振興会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 振興会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(財政上の措置)

第15条 市は、中小企業等の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。